

新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度

医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益、家賃などの継続費用を補償する制度です。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度のポイント

- 1 院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により閉院（もしくは外来閉鎖）した場合でも補償されます！
- 2 休診日や土日・祝日を含む連続7日以上（もしくは外来閉鎖）を確認された時点で、補償金を請求できます！
- 3 掛金は、厚労省の「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の対象です。
※本補助金の申請書提出期限は、令和3年9月30日（当日消印有効）です。詳細につきましては、厚労省ホームページをご確認ください。
- 4 本制度は、日本医師会会員が開設または管理する医療機関であれば、対象医療機関の要件や補償金の使用目的は問いません。

本制度は、7日以上（もしくは外来閉鎖）の閉院（もしくは外来閉鎖）で100万円の補償金を受け取ることができる制度です。皆さまの医療機関経営の一部補填金としてご活用ください。

補償対象

加入できる
医療機関等

日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）
※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

補償内容と補償金額

補償内容

以下の3つをすべて満たした場合に、補償金を受け取ることができます。

- ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、**新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること**
- ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で**外部業者による消毒が行われること**
- ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、**休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること**

補償金額

休業一時金：**100万円**

※休業一時金の年間総支払限度額（最高限度額）は1事故100万円、保険期間中100万円となります。
※医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が目安として年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

🏢 保険加入手続き・補償金請求の流れ

医療機関は、日本医師会の指定する申込専用WEBページで加入申込を行い、期日までに日本医師会が指定する口座に掛金を振り込んでいただくことで保険に加入できます。
また、掛金は厚労省の「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助対象になります。



※本制度の補償対象施設のうち、医療法上の病院または診療所以外の施設については、厚生労働省補助事業の対象外となります。

🏢 新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度加入申込みスケジュール

補償期間別掛金表				
補償期間	掛金 (1施設あたり)	WEB申込締切	掛金入金締切 (*1)	【補償期間】
8ヶ月間	32,000円	(*2)	(*2)	補償期間: 2021.5.(入金日)~2022.1.1
7ヶ月間	28,000円	2021/ 5/25 16時	2021/ 5/26	補償期間: 2021.6.1~2022.1.1
6ヶ月間	24,000円	2021/ 6/24 16時	2021/ 6/25	補償期間: 2021.7.1~2022.1.1
5ヶ月間	20,000円	2021/ 7/26 16時	2021/ 7/27	補償期間: 2021.8.1~2022.1.1
4ヶ月間	16,000円	2021/ 8/25 16時	2021/ 8/26	補償期間: 2021.9.1~2022.1.1
3ヶ月間	12,000円	2021/ 9/24 16時	2021/ 9/27	補償期間: 2021.10.1~2022.1.1
2ヶ月間	8,000円	2021/ 10/25 16時	2021/ 10/26	補償期間: 2021.11.1~2022.1.1

*1 掛金のご入金が確認できた時点で、お申込み手続きが完了となります。

*2 5/17の募集再開以降、6/1を待たずに即日補償開始をご希望の場合は、申込手続き後、掛金の入金が確認でき次第、入金日から補償いたします。その場合、掛金は32,000円になります。なお、補償開始日は、1日に遡って補償されるものではありませんのでご留意願います。

🏢 加入申し込み方法

- 加入を希望する医療機関は日本医師会が開設する申込専用WEBページにアクセスして申込手続を実施してください。
 - その後、加入医療機関は掛金を日本医師会が指定する口座にお振込ください。
- ※なお、振込先口座情報は、お申込み手続きの際にご登録いただく指定のメールアドレスへ申込み受付後、メールにてお知らせいたします。



申込専用WEBページ

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

🏢 補償金請求時の書類等

- 以下の4種類の書類をご提出いただきます。
 - ① 保険請求書 (保険会社所定フォーム)
 - ② 直近の決算書類の写し (法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し)
 - ③ 消毒費用等の領収書写し
 - ④ 医療従事者が感染 (濃厚接触含む) し、休診日を含む7日間以上閉院 (外来閉鎖) した事実を都道府県医師会または都市区医師会にて証明する書面

※ 医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が目安として年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

※ その他に負担した費用 (検査受診のために支出した交通費や隔離期間中の宿泊費用等) についても補償金請求の対象となるため、追加資料の提出が必要な場合もあります。

このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のお問合せ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本医師会 地域医療課
〒113-8621
東京都文京区本駒込2-28-16

本制度全般について

Tel: 03-3946-2121
mail: jmabi2020@tmnf.jp

加入申し込み方法・
その他事務手続きについて

mail: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp